

●鐵及鋼に關する特許 特許公報 本年六月以降

特許せられたるものの中に就き鐵及鋼に關係あるものを摘録すれば左の如し

第二九五四六號

大正元年八月十六日出願
大正五年六月二日特許
特許者 米國 セネラル、エレクト
リツク、コムパニー

金屬處理方法

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領 本發明ハ銅又ハ鐵或ハ其他ノ常溫ニテ酸化サレ易キ金屬ヲ「アルミニウム」粉末、鹽化「アモモニウム」ト亞鉛又ハ黑鉛トノ混合物ノ適當ナルモノト相接觸セシメテ酸化作用ヲ防止セル汽圍中ニテ適當ナル溫度迄熱シ後更ニ少シク高熱度ニ加熱シテ該金屬ノ表面ニ其ノ金屬ト「アルミニウム」トノ合金ノ適當ナル厚サノ被着層ヲ作ラシムル方法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ常溫ニテ酸化ヲ受ケス又腐蝕性ヲ有スル酸類ニ犯サル、事ナキ様ナル被着層ヲ作り以テ該金屬ヲシテ常溫ニテ酸化ヲ受ケルコトナク又酸類ニ犯サレサル様ニスルニアリ

特許請求ノ範圍 一、本文ニ詳記セル如ク處理スヘキ金屬ヲ「アルミニウム」粉末ノミト接觸セシメテ加熱スルコトヨリ成ル酸化其他同様ノ腐蝕作用ヨリ金屬ヲ保護スル爲メ該金屬ヲ處理スル方法 二、本文ニ詳記セル如ク處理スヘキ銅或ハ鐵ヲ「アルミニウム」粉末、鹽化「アモモニウム」及亞鉛或ハ石墨ノ混合物ト接觸セシメテ加熱シテ「アルミニウム」粉末ヨリ取出シテ一層高溫度ニ加熱スルコトヨリ成ル酸化其他同様ノ腐蝕作用ヨリ銅或ハ鐵ヲ保護スル爲メ該金屬ヲ處理スル方法

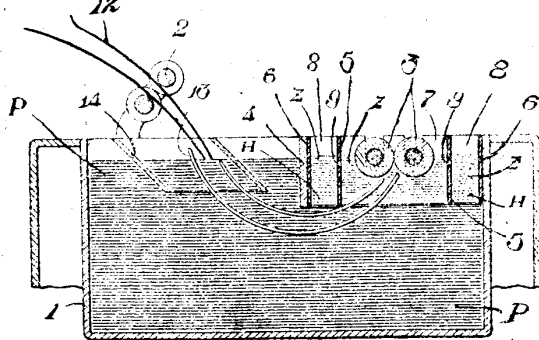
第二九五四七號

大正五年一月二十四日出願
大正五年六月二日特許
特許者 東京府 東京亞鉛鍍金株式會社

亞鉛引鐵版製造裝置ニ於ケル亞鉛槽

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領 本發明ハ亞鉛引鐵版製造裝置ニ於テ底面ヲ開放セル隔版ニ依リテ亞鉛供給室ヲ形成シ熔融亞鉛ノ常液面ヨリ稍下位ニ當リ

第一圖 亞鉛引鐵版製造裝置ニ於ケル亞鉛槽



- (H) 合金
- (P) 鉛
- (Z) 亞鉛
- (1) 槽壁
- (2) 鐵版送入ロ
- (3) 送出ロ
- (4) 割壁
- (5) 隔版
- (6) 亞鉛室
- (7) 亞鉛供給室
- (8) 亞鉛供給室
- (9) 流入孔
- (13)(12) 鐵版誘導棒
- (14) 煤劑函

テ隔版面ニ流入孔ヲ穿チ以テ送出「ロ」ヲ浸セル熔融亞鉛部ニ連通セシメタル亞鉛槽ニ係リ其目的トスル所ハ比重ノ差ニ依リ鐵ト亞鉛トノ合金ヲ分離シテ供給室底ニ沈下セシメ純粹ナル亞鉛ノミヲ上層ヨリ流入セシメテ送出「ロ」ノ部分ニ湛ヘ以テ鐵ト亞鉛トノ合金力鐵版素地面ニ附着スルヲ防キ從テ製品ノ鐵面ヲ平滑無疵ナラシメントスルニ在リ

特許請求ノ範圍 一、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記セル如ク割壁ノ作用

ニ依リテ送出部上層ノミニ熔融亞鉛ヲ湛ヘシムル亞鉛引鐵版製造裝置ニ於テ亞鉛室ノ一部若クハ之レニ隣接スル様槽内ニ隔版ヲ設ケテ亞鉛供給室ヲ形成セシメ熔融亞鉛ノ常液面ヨリ稍下位ニ於テ前記隔版面ニ流入孔ヲ穿チテ亞鉛室ニ連通セシメタル構造ヲ特徴トスル亞鉛槽 二、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記シ且別紙圖面ニ明示セル如ク送出「ロール」ノ兩側ニ於テ該「ロール」ト割壁若クハ槽壁トノ中間ニ珞那ヲ被着セル内外二枚ノ隔版ヲ夫々槽ノ上部ニ縦設シテ供給室ヲ形成シ底部ヲ槽底ノ鉛部ニ開通セシメ熔融亞鉛ノ常液面ヨリ稍下位ニ於テ内側ノ隔版面ニ數多ノ流入孔ヲ穿チタル亞鉛引鐵版製造裝置ニ於ケル亞鉛槽

●製鐵業調査會經過

製鐵業調査會は去る五月八日第一回本會を開キ爾來各諮問事項に付特別委員を設け慎重調査の結果更に數次本會議を開キ去月末迄に議了したる事項に付一先つ農商務大臣に答申せり其中第三諮問事項官民製鐵業の調和に關する事項に付ては上山農商務次官及服部製鐵所次長より現在及將來に於ける製鐵所の方針に付説明あり委員會及本會議共に其主旨を諒とし細目に入るを要せずとして簡單に決議せり

▲第一諮問事項 製鐵原料の調査及供給に關する事項

(答申)本邦に於ける鐵鑛に付ては既に當局に於て大體の調査を了し其鑛量は將來尙ほ増進するものあるへしと雖も我國の現在并に將來遞増すべき需要額に對しては到底之れを充たすに足らざるが故に其供給は主として之れを海外に求めざるべからず然るに海外鐵鑛に對する調査は未だ不十分なりと認むるを以て今後一層其の調査に努め供給を得るの途を講ずるは最も緊切の事項なりとす但本邦鐵鑛に付ても其發開に努むること極めて緊要なるが故に其の發開を圖るに必要なる手段方法に付具體的に講究するを要す

(一)本邦鐵鑛の開發を助成するに必要なる事項

(イ)調査探掘及設計に關し技術上の援助を興ふること(ロ)鐵鑛運賃の輕減を圖ること(ハ)製鍊上必要なる木炭の供給に關し便宜を興ふること(ニ)官設製鐵所に於ては貧鑛、粉鑛及不良鑛に對しても將來一層利用の途を開くこと

(二)硫化鐵鑛滓を製鐵原料に供用するの途を講じ之れに對して鐵鑛と同様に前項(イ)、(ロ)、(ニ)を適用すること

(三)重要鐵山に對しては必要の際相當多量の鑽石を搬出し得べき設備の調査

を爲すこと

(四)赤谷鐵山に對して特に調査の上作業の開始に必要な設備を爲すこと
(五)本邦產骸炭用石炭は製鐵業の堅實なる發達に對し不足なるが故に官設製鐵所は出來得る限り本邦石炭の製鐵用に利用する方法の研究に努むること

(六)東洋南洋及濠州方面に於ける鐵鑛(滿庵鑛及特殊鋼用鑛物を含む)所在地を調査し之れが供給の途を開くに努むるの必要あること

(七)前項の調査は迅速に着手し技術上鑛量及鑛質等を調査すると同時に深く經濟上の調査を爲し探掘運搬等の關係を考查し之れを利用するに付きての見込を樹つること

(八)外國に於ける骸炭用石炭に付ては鐵鑛と同様の方針を以て調査し及現實に其の供給を得るの途を講ずること

(九)外國に於て鐵鑛石炭其他の製鐵用原料の調査を爲し又は之れが供給の計畫をなすものあるときは政府は適切なる援助を興ふること

(十)特殊鋼の製造に必要な鑛物の探掘製鍊に付ては政府は特に之れを援助すること

▲第二諮問事項 製鐵業の種類調査に關する事項

(答申)第二諮問事項に關する調査事項は極めて汎汎錯雜且つ參考に資すべき材料に乏しく精密の調査を了する能はざるを以て左に大體調査の結果を答申すべし

一、本邦に於ける銑鐵(製鋼原料を除く)の既往に於ける需要額及將來に於ける需要見込額左の如し(詳表略)

自明治三十九年至同四十三年平均 一二四、〇〇七噸
自同四十四年至大正四年平均 二〇〇、一二八噸

增加率% 六、一五

而して今後の需要見込額は

大正七年	三六〇、九〇〇噸
同 九年	四三〇、〇〇〇噸
同 十二年	五三三、八〇〇噸
同 十四年	六一七、五〇〇噸
同 十七年	七四三、〇〇〇噸

なり